

開発許可等の申請手数料（大網白里市使用料及び手数料条例抜粋）

1. 開発行為許可申請手数料（都市計画法第 29 条）

	自己居住用	自己業務用	その他
0.1ha 未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円
1.0ha 以上 ～ 3.0ha 未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円
3.0ha 以上 ～ 6.0ha 未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
6.0ha 以上 ～ 10.0ha 未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円
10.0ha 以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円

2. 開発行為変更許可申請手数料（法第 35 条の 2）

次の（１）～（３）の合算額（ただし、870,000 円を超えない範囲とする。）

- （１）設計の変更 開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の 1/10
- （２）開発区域の増加の変更 新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額
- （３）その他の変更 10,000 円

※ その他の変更には、ア 予定建築物の用途の変更、イ 資金計画の変更、ウ 工事施行者の変更等 があります。

3. 建築行為等許可申請手数料（法第 43 条）

0.1ha 未満	6,900 円
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	18,000 円
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	39,000 円
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	69,000 円
1.0ha 以上	97,000 円

4. 市街化調整区域における建築物の特例許可申請手数料（法第 41 条） 46,000 円

5. 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条） 26,000 円

6. 開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料

自己居住用	1,700 円	
自己業務用	1ha 未満	1,700 円
	1ha 以上	2,700 円
その他	17,000 円	

7. 開発登録簿の写しの交付申請手数料（法第 47 条第 5 項）

用紙 1 枚につき、470 円